

# J A M 政策NEWS

2025年2月21日 第2025-06号

【発行】J A M

【発行責任者】

【編集】総合政策グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

令和6年度  
補正予算

## エネルギー価格高騰対策支援策を

## 確認しましょう

### 地方交付金による中小企業向け『特別高圧』『LPガス』等の負担緩和策

令和6年度補正予算で、重点支援地方交付金の追加があり、令和5年度に引き続き推奨事業メニューとして「中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援」が採用されました。

交付金を受けた地方自治体が、特別高圧での受電、LPガスの使用等エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業の負担緩和支援事業を実施します。事業詳細は、地方自治体により異なりますので、都道府県等各地方自治体にお尋ねください。

岩手県、東京都、愛媛県、徳島県等では、いち早く申請受付が始まっており、他の自治体も順次ホームページ等で申請受付が始まる予定です。

また、電気・ガス料金負担軽減支援事業も採択され、家庭等の電力使用量の最も大きい冬期の電気・ガス代を支援するため、1～3月使用分について補助が行なわれることも決まりました。こちらは、各電力会社からの通知をご確認ください。

#### 【例】東京都の事業概要

対象期間：令和6年10月～令和7年3月

申請受付期間 令和7年1月10日(金)～5月31日(土)

支援対象 都内の施設で特別高圧電力を直接受電する中小企業者等：500万円/所  
特別高圧電力を受電する都内の施設にテナントとして入居する中小企業者等：10万円/所

<https://tokkolpg-shienkin.tokyo/>



### 特別高圧を使用する中小企業等に対する支援の参考事例

別添2

- 全ての都道府県において、2023年3月に措置された「重点支援地方交付金」を活用した、特別高圧を使用する中小企業等に対する支援を公表いただいている。
- 引き続きの支援を検討いただくための参考事例を以下に掲載する。

#### 使用量に応じた支援を行っている事例

**愛知県** 中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援金(約19億円)

✓ 支援対象：

- ①県内で特別高圧電力を受電している中小企業者
- ②県内で特別高圧電力を受電している工業団地及び商業施設等に入居している中小企業者

✓ 支援単価・期間：

- 令和5年4～8月：3.5円/kWh、
- 令和5年9月～令和6年3月：1.8円/kWh

✓ 補記：

- ・②への支援にあたっては、特別高圧受電施設が事前登録を行うことにより、申請時に入居事業者に求める資料を削減
- ・オンライン申請システムにより申請・受付手続を簡略化

**鹿児島県** 特別高圧受電事業者支援事業(約25億円)

✓ 支援対象：

特別高圧を受電し県内に事業所を有する企業

✓ 支援単価・期間：

- 令和5年1～9月：1.8円/kWh、
- 令和5年10～令和6年4月：0.6円/kWh、
- 令和6年5月：0.3円/kWh

✓ 補記：

- ・特別高圧受電施設に入居しているテナント事業者等については、施設管理者(特別高圧受電契約者)から、電気料金の負担の実態に応じた電気料金の減額等により、間接的に給付を受ける仕組み

#### 定額による支援を行っている事例

**東京都** 中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業(約112億円)※特別高圧支援予算はこの内数

✓ 支援対象・金額：

- ①都内の施設で特別高圧電力を直接受電する中小企業者等：500万円/所
- ②特別高圧電力を受電する都内の施設にテナントとして入居する中小企業者等：10万円/所

(各自治体HP等より経済産業省調べ、R6.10時点)

資源エネルギー庁「重点支援地方交付金」を活用した電気料金支援の継続のお願い(都道府県宛て)より抜粋

# J A M 政策NEWS

2025年2月21日 第2025-07号

【発行】JAM

【発行責任者】

【編集】総合政策グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

## 『賃金引き上げ』への支援策

### 中小企業向け「賃上げ促進税制」の積極活用を

賃上げ促進税制は、前年度より給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税から税額控除できる制度です。令和5年度は、254,883件（うち中小企業向けが238,744件）7,278億円（同2,908億円）が使用されています。適用金額の前年比は144.4%（中小企業向けは144.6%）でした。

利用が拡大されるなか、令和6年4月1日

以降に開始される事業年度に対しては、さらに制度が強化されます。中小企業向け制度では最大45%の税額控除ができるようになり、加えて要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額について、翌年度以降に5年間繰り越しが可能になります。

※未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除が発生した事業年度以降の繰越税額控除限度超過額の明細書が必要になります

#### 【中小企業向け賃上げ促進税制】 改正後

要件		上乗せ①		上乗せ②		最大控除率
全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	
+1. 5%	15%	+5%	10% 上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ	45%
+2. 5%	30%					

全雇用者の給与等支給額前年比が1.5%を上回らなかった場合も、継続雇用者の給与支給額で前年比が3%を上回った場合は、大企業・中堅企業向けの制度（最大控除率は35%）の活用も可能です

制度に関する  
省庁のHP

中小企業向け  
賃上げ促進税制  
(中小企業庁)



くるみん認定



えるぼし認定



賃上げ促進税制

